

「埼玉東部消防組合消防力適正化計画（後期基本計画）原案」に対する意見募集の実施結果

実施期間：令和3年1月19日（火）～令和3年2月18日（木）  
募集方法：消防組合ホームページへの掲載及び各消防署にて紙ベースによる閲覧方式により、電子メール、郵送、ファックス、持参による意見募集を実施  
意見総数：1名の方から合計1件

寄せられた御意見と消防組合の考え方

No.	意見提出者	該当頁	意見の概要	消防組合の考え方	計画案への反映
1	個人A	P. 84 P. 85	<p>○広域応援出動時並びに受援体制時における消防団の役割について 緊急援助隊の管轄外出動時における管轄内の消防力のひとつとして、消防団を有効に活用できるよう団員の教育・訓練等を行い、いざという時に役立たずの存在にならないようにする。</p> <p>団員に対する訓練・出動手当等々費用の問題を管轄市町と協議し、例えば年間の個人手当の金額を下げ、その分を実際に活動した出動手当とすることにより、団の有効活用並びに実際に役に立つ組織として機能するのではないか。</p> <p>団の活動として建物火災時の活動が主となっているが、例えば救助活動時における災害現場の群衆整理や傷病者のプライバシー保護など常備職員の手を少しでも後方支援活動から主たる活動へ注力できれば、より早く傷病者を救うことが可能となるとともに災害現場を取り巻くその他の住民の二次被害防止も図ることが可能となり、常備職員と団員間の関係もお互いを知った者同士のほうが様々な活動上に起こりうる問題にも対処が可能となる。</p>	<p>御意見のとおり、消防組合でも管内の火災などの災害現場における消防活動や火災予防への取り組みなど、消防団との連携を強化していくことが不可欠であると考えます。このため、現在も実施しております各種消防団員研修などを含め、後期基本計画施策「20受援体制の整備」におきまして、目標に向け取り組む施策で掲げているとおり、今後も構成市町の防災担当者と定期的な調整を重ね、連携を強化してまいります。</p> <p>なお、左記以外にも消防団を有効的に活動させる組織にするために具体的な御意見をいただきましたので、消防組合を構成する市町の消防団担当部署へ共有させていただきます。</p>	原案どおり